

市公契約基本条例の概要

1 制定の趣旨

(1) 本市では、

- ① 公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則
 - ② 労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の全面事後公表化
 - ③ 電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上
 - ④ 入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入
- など、様々な入札・契約制度改革を実施してきた。

- (2) これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、**4つの基本的な考え方に基づく取組をより一層推進するため、公契約に関する総合的な条例を平成27年11月に制定した（平成28年6月に全面施行）。**

2 4つの基本的な考え方

(1) 市内中小企業の受注機会の増大を図る

- 地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、地域コミュニティの維持・発展、地域における防災の体制・能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活力に満ちた、人と人とが支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠である。
- これを踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図っていくとともに、市内産材料の使用促進や市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努める。

(2) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保する

- 公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であるとの考えのもと、本市と受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保と維持・向上に努めていく。

- 公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していくこととし、一定金額以上の公共工事等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するための具体的な取組を推進していく。

(3) 公契約の適正な履行及びその質の確保

- 本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠である。
- その前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有することが必要である。

(4) 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進

- 公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考える。
- このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進していく。

3 令和2年度における、主な取組状況

上記2の「4つの基本的な考え方」ごとの主な取組状況は、次のとおりである。

- (1) 引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に向け、最大限努力
- (2) 労働関係法令遵守状況報告書による法令違反の是正指導及び法定福利費の明示の義務付け等の社会保険加入対策を継続実施
- (3) ダンピング対策の更なる強化に向け、国基準の改正に準拠し、工事関連業務委託における最低制限価格の積算基準引上げを実施
- (4) S D G sをはじめ、持続可能な社会を構築する取組に向けた企業行動の重要性を啓発することを目的に、予定価格が一定金額以上の公契約の受注者に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める」旨の宣言的な文書の提出を求める取組を引き続き実施。令和3年4月1日に、様式の見直しについてホームページで周知。

市内中小企業の受注等の機会の増大

主な取組

- 法令上の制約があるWTO政府調達協定適用案件や、特殊な技術を要する案件などを除き、**市内中小企業への発注を原則**
- コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には、**分離・分割して発注**
- 下請契約における市内中小企業の活用を促すため、**入札公告、契約約款等で市内中小企業を選定する努力義務を明記**
- 橋りょう等の特殊な技術を要する案件でも、市内中小企業との共同企業体結成を要件に発注するなど、**市内企業の技術力底上げに繋がる発注に努力**
- 令和2年12月28日公告分から、総合評価方式において、共同企業体への市内企業の出資割合を加点要素に追加 など

(1) 工事

- 令和2年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約86%、契約金額ベースで約58%を占める。

「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳を見ると、WTO適用が約73%と最も高くなっている。

- 令和元年度と比べると、件数ベースで約2ポイント減少（△1.60）、金額ベースで約17ポイント減少（△16.73）している。

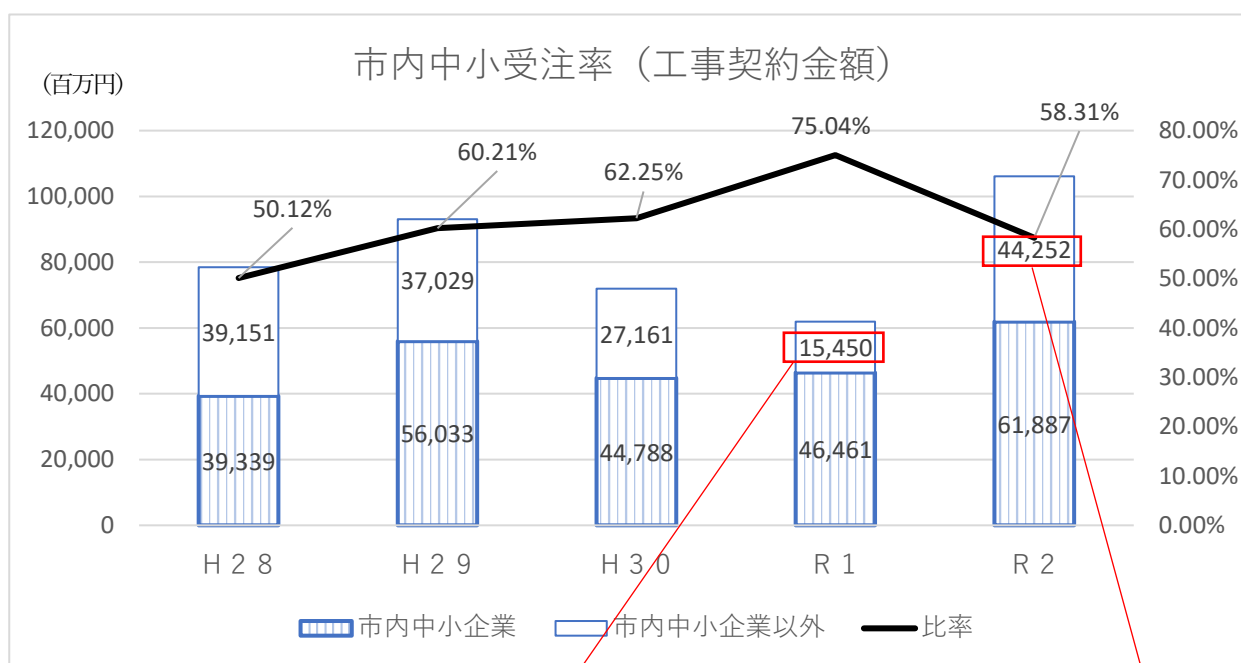
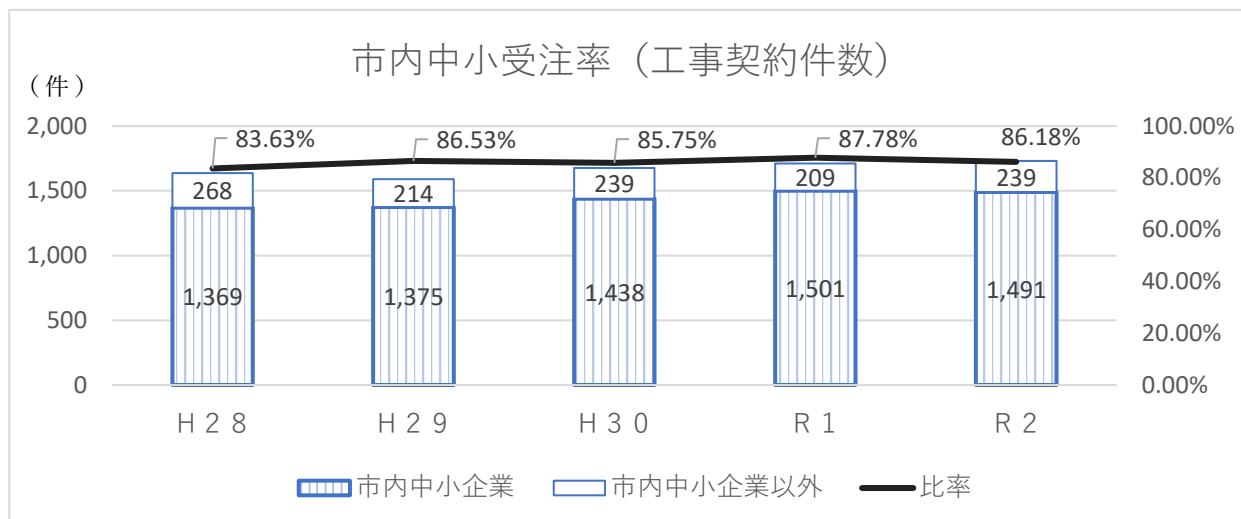
この金額ベースでの減少は、①京都市立芸術大学移転整備工事（約196億円）や②鳥羽第3導水きょ公共下水道工事（約188億円）などのWTO対象工事が増加したことに伴い、市内中小企業以外の受注内訳でこれらの工事の割合が0%から約73%へと増加したことなどが影響している。

- 平成28年度から令和2年度までの5年間で、市内中小企業受注率の件数ベースは9割程度で推移しており、金額ベースは増加傾向がみられる（令和2年度の市内中小企業の受注率（金額ベース）は令和元年度よりも減少しているが、受注金額は増加している）。

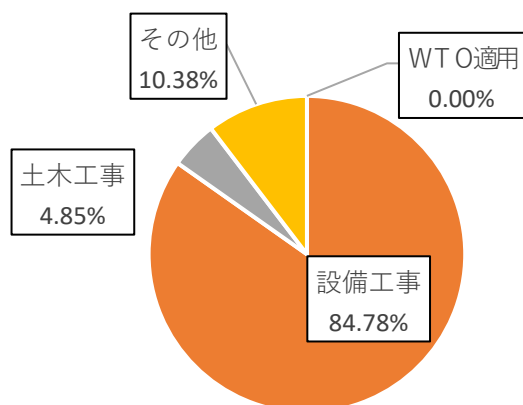
参考：JVが受注した場合は、出資割合に応じ件数・金額を按分している。

		市内中小	市内中小以外
①市立芸大	建築	0円	約140億円
	電気	約12.5億円	約12.5億円
	管	約15.5億円	約15.5億円
	合計	約28億円	約168億円
②鳥羽第3導水きょ		75億円	113億円

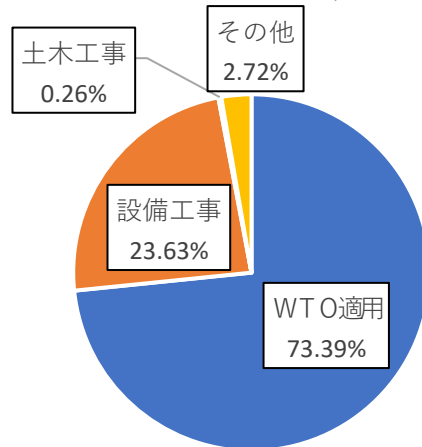
◆ 市内中小企業受注率（工事）



市内中小企業以外の内訳（令和元年度）



市内中小企業以外の内訳（令和2年度）



注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 測量、設計等の委託契約を含む。

(2) 物品 物品の買入・賃貸借のほか、製造請負、役務なども含む（以下、同じ）。

➤ 令和２年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約６５％，金額ベースで約２７％となった。

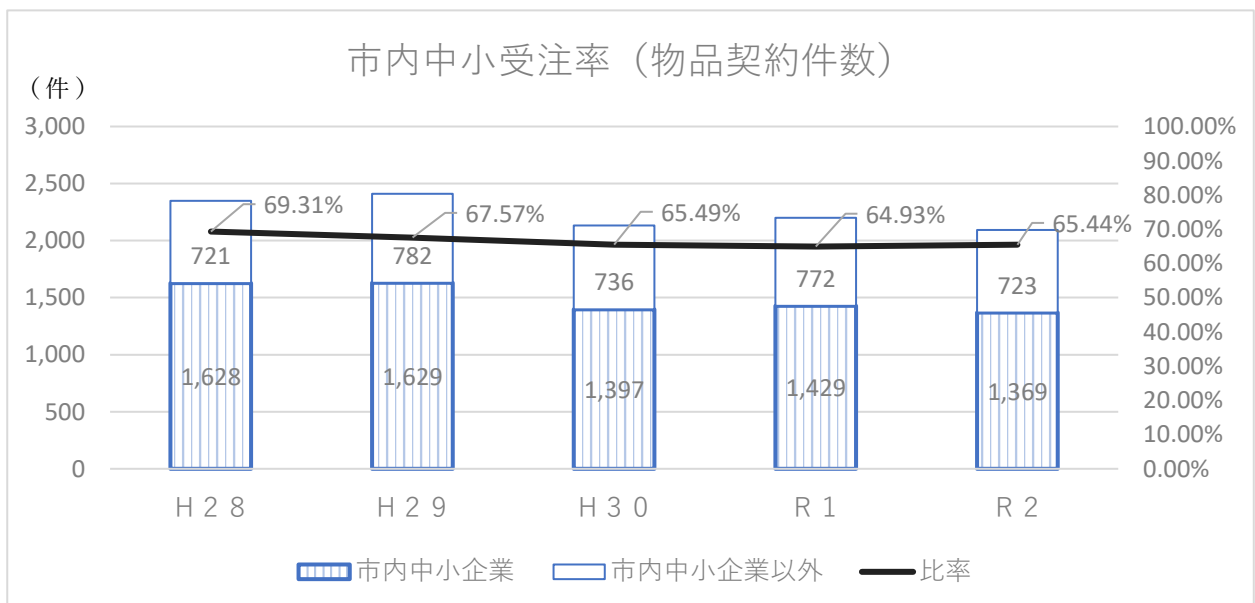
➤ 令和元年度と比べると，件数ベースはほぼ横ばい（＋０．５１ポイント），金額ベースでは約６ポイント増加している。

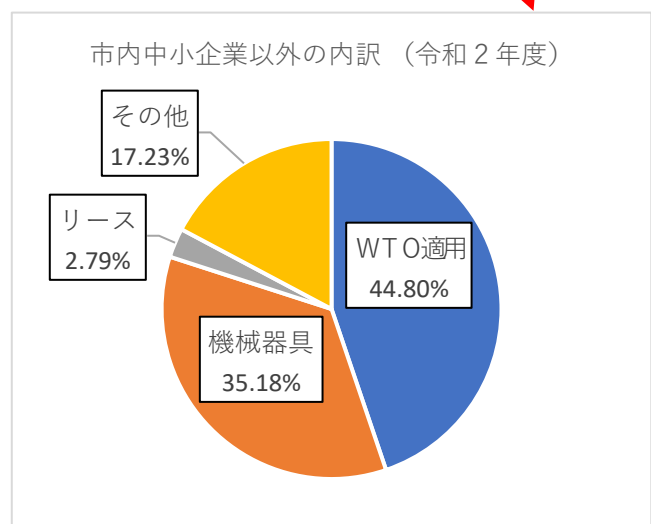
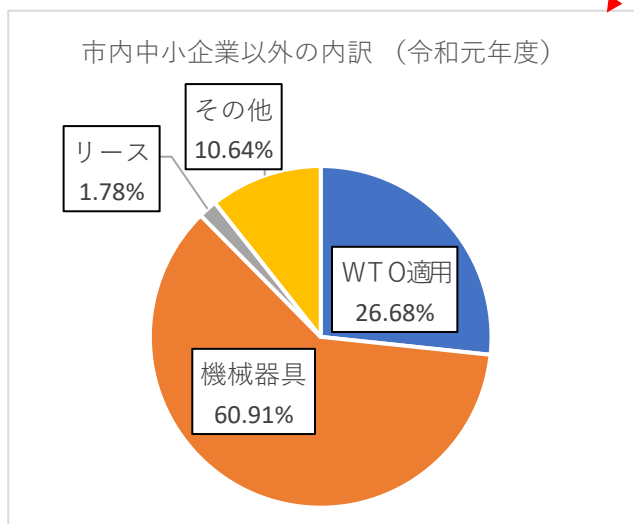
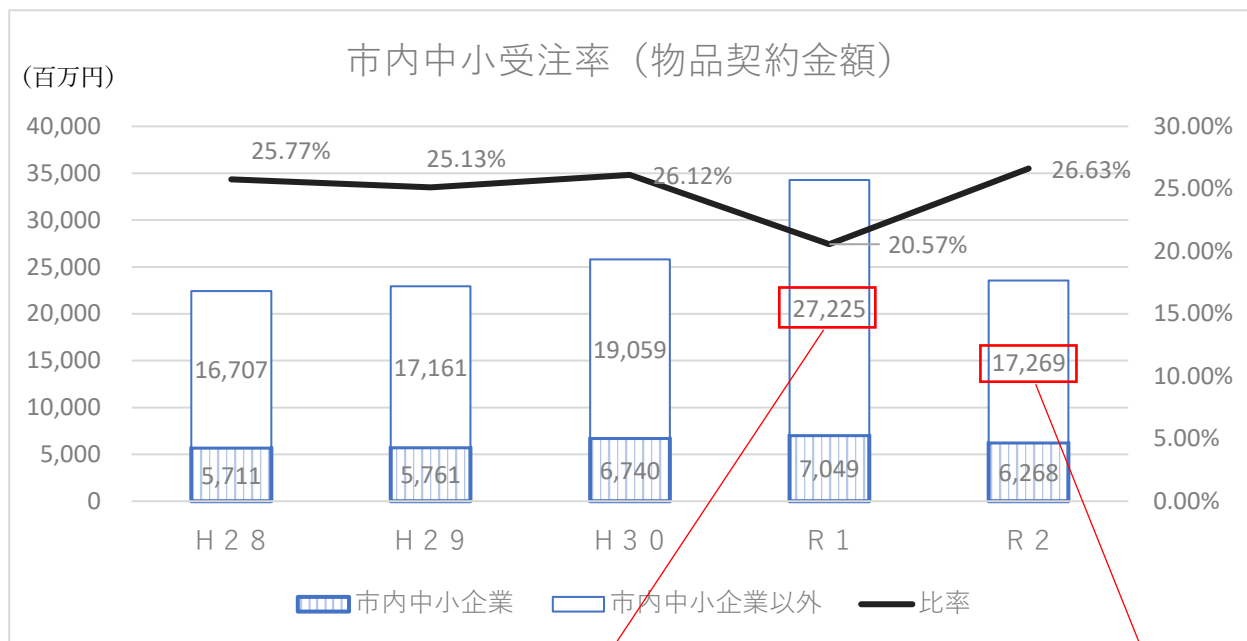
この金額ベースの上昇は，令和元年度は，地下鉄（烏丸線）新型車両等の調達（約１１０億円）などにより，市内中小企業以外の受注内訳で機械器具の割合が約６１％と高かったが，令和２年度は約３５％へと約２６％減少したことが影響している。

➤ 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳は，教育の用に供するタブレット型コンピュータの調達（約２７億円）などのＷＴＯ適用案件が約４５％，東西線車両関連装備の調達（約１９億円）などの機械器具が約３５％あり，これらの市内中小企業で調達困難な高額案件があることから，市内中小企業受注率の金額ベースの割合が低くなっている。

➤ 平成２８年度から令和２年度までの５年間で，市内中小企業受注率は，件数ベースは７割程度で推移しており，金額ベースは，地下鉄（烏丸線）新型車両等の調達等の高額の調達案件があった，令和元年度を除くとほぼ横ばいである（市内中小企業の受注金額は，令和元年度が平成３０年度よりも増加している）。

◆ 市内中小企業受注率（物品）





注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は，次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 不用物品売却を除く。

今後の方向性

➤ 引き続き，公正性，競争性及び透明性の確保を前提として，市内中小企業の受注等の機会の確保に努めていく。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

主な取組

- 受注者や下請事業者、公の施設の指定管理者から、労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め、遵守できていない事業者には改善を求める「労働関係法令遵守状況報告書」制度を平成28年6月に新設
- なお、低賃金での就労とならないよう、発注者として適正な予定価格での発注に引き続き努める。
具体的取組の一つとして、平成30年7月から、必要な法定福利費が契約段階から確保されるよう、市に提出する工事請負代金内訳書に法定福利費の明示を義務付け
- 令和元年度から、週2日の現場閉所を行うモデル工事を実施。令和3年7月1日時点において、4週8休以上を36件中25件達成（令和元年度は2件中1件、2年度は34件中24件達成）
- 令和2年10月から、建設業法改正により社会保険への加入が建設業許可・更新の要件とされたことや、全国的に未加入対策が厳格化されたことを踏まえ、工事請負契約において社会保険未加入の建設業者を下請人とすることを禁止（ただし、是正のための猶予期間を設ける） など

「労働関係法令遵守状況報告書」制度の運用状況

(1) 制度概要

① 対象

- ア 工事請負契約 予定価格5千万円超
- イ 役務委託契約 予定価格1千万円超 ※建物・公園清掃、常駐警備等
- ウ 指定管理協定 全て（協定締結者のみ）

② 報告項目

労働条件、労働時間、保険、賃金などの14項目

③ 手続

ア 受注者は、下請事業者の報告書を取りまとめのうえ、契約後2箇月以内に市に提出

※ 提出済みの記載事項に変更が生じたら、市に提出

イ 労働関係法令違反が判明した場合、契約後6箇月以内に違反状態を解消し、「措置結果報告書」により市に報告

④ 公表、競争入札参加停止措置

ア 報告書の不提出又は虚偽報告書を提出したときなどは、当該事業者の氏名、公表対象となる事実の具体的内容などを公表

イ 公表中の事業者や、当該事業者と市の公契約で下請等契約を締結した事業者などは、原則として競争入札参加停止措置

(2) 主な取組結果

① 令和２年度の対象公契約の割合

工事、役務委託とも、件数ベースでは約２０％だが、金額ベースでは約６１～８４％となっている。

なお、指定管理は全て対象である。

	入札件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	対象件数	比率	市全体	対象件数	比率
工事	1,416	286	20.20%	107,998	90,228	83.55%
役務委託	415	83	20.00%	3,656	2,244	61.38%
指定管理	39	39	100.00%	—	—	—

注１ 競争入札等により令和２年度に締結した契約の合計

２ 上表以外に、随意契約２０件（１，７７９百万円）も制度の対象

３ 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

４ 指定管理者制度の導入施設数 ３８４施設（令和３年３月現在）

② 令和２年度の提出状況

ア 提出事業者数

工事	延べ３，０９９者	実数１，９５１者
役務委託	１５７者	９４者
指定管理	２１者	１８者

イ 是正対象者数

９者（内訳 工事９者、役務委託０者、指定管理０者）

→ 三六協定未締結・未届 ７者
就業規則未周知・未届 ２者

トピックス 「本件業務に従事する労働者のうち最も低い賃金単価（時給）」について提出された報告書に記載の最も低い賃金単価（時給）を集計した結果は、次のとおりとなった。

令和元年度（平均値）１，３３５円（中央値）１，２５０円

令和２年度（平均値）１，３６５円（中央値）１，２５０円

※個人事業主、役員など、「最低賃金法が適用される労働者が従事していない事業者」を除く延べ２，７６７者分

（参考）

京都府最低賃金（令和２年度）９０９円

令和元年度と比べると、平均値はほぼ横ばい（＋３０円）、中央値は同値であった。

今後の方向性

- 報告書提出の徹底や適切な指導等を通して、適正な労働環境の確保を図るとともに、常に制度・運用を点検し、見直しが必要ないか検討していく。
- また、建設業の働き方改革等の推進のため、４週６休以上の達成により経費補正を行う週２日の現場閉所を行うモデル工事の対象を昨年度よりも拡大して実施する（２年度１５件→３年度９０件）。

公契約の適正な履行と質の確保

主な取組

- 適正な予定価格及び最低制限価格※を設定するなど、徹底したダンピング受注防止対策を実施（労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要）

※ 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。

○主な最近の経過（工事）

平成24年度～ 最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、事後公表の範囲を拡大

（平成27年度～全面的に適用し、事後公表化）

平成25年度～ 公共工事設計労務単価改定を予定価格に早期反映

- 適切な履行評価の実施，将来の人材の育成，下請契約の適正化の促進，不正行為の排除を徹底

など

主な取組結果

- 令和2年度の落札率は、工事が約90%、物品が約86%となっている。
- 令和元年度と比べ、工事、物品ともにほぼ横ばい（工事△0.23ポイント物品△0.60ポイント）となっている。
- なお、工事に関しては、ダンピング対策の強化を図るため、最低制限価格の算定基準を、平成25年度から平成29年度まで5年連続で引き上げ、令和2年度にさらなる引き上げを行っている。

◆ 市全体の落札率

	工事			物品		
	入札件数	落札率	対前年度増減	入札件数	落札率	対前年度増減
令和元年度	1,284	90.33%	△0.29	2,197	86.82%	+1.03
令和2年度	1,301	90.10%	△0.23	2,005	86.22%	△0.60

注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の入札の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も含む。

3 工事には測量、設計等の委託契約を、物品には不用物品売却を含まない。

4 落札率は、単純平均（1件ごとの落札率を入札件数で除算）

トピックス

公共工事設計労務単価の改定

昨今の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から8年連続で改定を前倒して実施（直近の改定は、令和3年3月以降の積算から適用）

なお、本市では、この改定時に技能労働者の賃金水準の引上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請

京都府域の労務単価の推移

普通作業員	② 13,100円	→	③ 19,400円
鉄筋工	16,200円	→	22,900円
大工	16,100円	→	22,000円

- 物品においても、人件費の占める割合が高い役務業務（建物・公園清掃、常駐警備等）において、引き続き最低制限価格制度を適用することにより、ダンピング受注防止対策の徹底を図っている（平成28年度から開始）。
- なお、役務業務における予定価格の積算基準（単価等を用いて積算する基準）を令和元年度契約分から引き上げている（単価は毎年度、必要に応じ別途改定）。

今後の方向性

- 公契約の適正な履行と質、更に労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出していく。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

主な取組

- これまでから I S O 1 4 0 0 1 , K E S (京 都 ・ 環 境 マ ネ ジ メ ン ト ・ ス タ ン ダ ー ド) を 取 得 し て い る 事 業 者 を , 工 事 業 者 の 格 付 制 度 で 加 点 評 価 す る な ど , 社 会 的 課 題 の 解 決 に 資 す る 取 組 に 配 慮
- 環 境 に や さ し い 都 市 づ く り , 地 域 防 災 力 の 維 持 ・ 向 上 , 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ の 維 持 ・ 活 性 化 等 に 貢 献 す る な ど , す べ て の 市 民 に 共 通 す る 社 会 的 課 題 の 解 決 に 資 す る 事 業 者 評 価 を 推 進
- 具 体 的 取 組 の 一 つ と し て , 令 和 2 年 4 月 か ら , 予 定 価 格 が 一 定 金 額 以 上 の 公 契 約 の 受 注 者 に 「 持 続 可 能 な 社 会 を 構 築 す る 取 組 の 重 要 性 を 理 解 し , 取 組 に 努 め る 」 旨 の 宣 言 的 な 文 書 の 提 出 を 求 め る 取 組 を 開 始 。 令 和 3 年 4 月 か ら , 具 体 的 な 取 組 内 容 の 記 載 を 義 務 化

主な市長部局の取組例

段 階	内 容	
(工 事 契 約 の み) 格 付 で の 加 点	該 当 す る 項 目 が あ る 場 合 は 格 付 の 加 点	官 公 需 適 格 組 合
		I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 者
		I S O 1 4 0 0 1 , K E S 認 証 取 得 者
		障 害 者 法 定 雇 用 率 達 成 事 業 者
		災 害 発 生 時 に お け る 応 急 協 定 を 締 結 し て い る 団 体 に 加 入 し て い る 者
		京 都 市 と の 協 定
		京 都 府 と の 協 定
		男 女 共 同 参 画 の 取 組 を 推 進 し て い る 事 業 者
条 件 設 定 入 札 参 加	電 力 調 達 契 約 で 入 札 参 加 者 を 限 定	・ 「 京 都 市 電 力 の 調 達 に 係 る 環 境 配 慮 契 約 方 針 」 の 評 価 基 準 に よ り , C O 2 排 出 係 数 が 一 定 値 以 下 , 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の 導 入 状 況 な ど の 条 件 を 満 た し た 者 ・ 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 比 率 1 0 0 % 電 気 の 料 金 メ ニ ュ ー に よ り , 各 入 札 で 求 め る 電 気 量 を 供 給 す る 者
	清 掃 業 務 委 託 で 入 札 参 加 者 を 限 定	I S O 1 4 0 0 1 , K E S 認 証 取 得 者
で の 加 点 総 合 評 価	該 当 す る 項 目 が あ る 場 合 は 総 合 評 価 の 加 点	I S O 1 4 0 0 1 , K E S 認 証 取 得 者
		災 害 発 生 時 に お け る 応 急 協 定 を 締 結 し て い る 団 体 に 加 入 し て い る 者 (京 都 市 , 京 都 府 と の 協 定)
		市 内 企 業 の 下 請 参 入 率 及 び 共 同 企 業 体 に お け る 市 内 企 業 の 出 資 割 合

契約後	契約後 2 箇月以内に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取り組みに努める」旨の文書を提出 【対象】 ・ 予定価格 4 億円以上の工事請負の受注者 ・ 予定価格 8 千万円以上の物品等調達の受注者	
履行確認	紙類のグリーン調達	紙類の品目に応じ、一定以上の古紙パルプ配合率等（仕様書に記載）
	確認できない場合は違約金徴収	市内企業の下請参入率（総合評価での加点項目）
資格登録	確認できない場合は不登録	所得税，法人税，消費税，市民税及び固定資産税の滞納がないこと
		本市水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと
		暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

トピックス		主な工事格付での加点状況（近年の推移）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
不当要求防止責任者講習		6 5 7 者	5 0 2 者	6 0 5 者	
災害応急協定（市との協定）		5 9 6 者	6 0 9 者	6 1 5 者	
I S O 1 4 0 0 1 , K E S		2 7 5 者	2 6 7 者	2 6 8 者	
国家資格を有する女性技術者の雇用		2 6 4 者	2 7 0 者	2 9 2 者	
I S O 9 0 0 1		1 2 6 者	1 2 6 者	1 2 6 者	
一般事業主行動計画の策定		8 2 者	7 8 者	8 3 者	
災害応急協定（府との協定）		6 3 者	6 7 者	7 6 者	
障害者法定雇用率達成事業者		3 9 者	4 7 者	4 7 者	
消防団協力事業所		2 9 者	3 5 者	3 5 者	
官公需適格組合		6 者	5 者	5 者	
注 延べ加点業者数					

今後の方向性

- 引き続き、現行の取組を推進していく。
- なお、公平性や競争性、また特に中小企業に過度な負担や不利な取扱いにならないよう十分に配慮しつつ、公契約の性質や目的に応じ、入札・契約の際に、これらの取組を加点評価するなどの取組を検討していく。
 その際には、事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分研究していく。